

唐津観光協会ホームページリニューアル等業務仕様書

1. 業務名

- (1) 唐津観光協会ホームページリニューアル業務
- (2) 唐津観光協会ホームページ運用・保守業務

2. 業務の目的

当協会ホームページは前回のリニューアル後10年を経過するため、サイト構造の陳腐化によるSEOへの悪影響や、コンテンツや情報が最適化されずに増加していることにより必要とする情報の探しづらさ、閲覧者の主なデバイスがPCよりスマートフォンに変化しているが表示できないコンテンツが多い等の様々な課題がでてきている。これらの解決と、PR範囲を玄海町まで拡張すること、新たなシステム導入でのホームページの更新頻度などの改善を目的とする。

3. 履行期間

- (1) 唐津観光協会ホームページリニューアル
業務契約締結の日から令和9年6月30日(水)まで
- (2) 唐津観光協会ホームページ運用・保守業務
令和9年7月1日(木)から令和10年3月31日(金)まで

4. 業務の概要

- (1) 唐津観光協会ホームページリニューアル業務
サイトリニューアルの企画、設計、制作、サーバの用意と設定、ドメインの引継ぎ及び現ホームページからの移行作業等、現環境から新サイトへの移行に係る一切の業務。
- (2) 唐津観光協会ホームページ運用・保守業務
上記(1)で構築した新サイトの運用・保守等の業務。

5. リニューアル方針

- (1) パソコン、スマートフォン、タブレット等、使用するデバイスに関わらず、それぞれ最適で使いやすい表示がなされること。
- (2) 誰もが見やすく使いやすい、求める情報に容易に辿り着くことができるユーザビリティ・アクセシビリティに十分配慮したサイト構成・デザインとすること。
- (3) 宿泊施設を検索した閲覧者にお知らせにある宿泊キャンペーンのバナーを表示するなど、閲覧者が必要と思われる関連情報を積極的に提供できること。
- (4) 唐津市と玄海町の魅力や特色を強く発信できる、唐津市と玄海町らしさが伝わるデザイン・レイアウトとすること。
- (5) ホームページの日々の運営において、ウェブツール等に対し相当の知識を有しない者でも、サイトの統一感や完成度を損なうことなく容易にページの作成・修正等の更新ができること。
- (6) ホームページの構造工夫やシステムによる職員のお客様へのお問い合わせ対応や入力業務等の省力化をすること。
- (7) コンテンツの改ざんやデータの漏洩等のセキュリティリスクを未然に防ぐ対策を備える、安全で安定したサイトを構築すること。
- (8) 閲覧者や職員のニーズの多様化、高度化、情報発信の状況変化などの将来的な変化や、AI導入にも柔軟に対応できる拡張性を確保する。

6. デザイン

- (1) 海を想起させるようなさわやかなイメージを元に、魅力を幅広い層に向けて最大限に訴求できるよう、魅力的な写真・動画等を使用し、唐津市・玄海町ならではの印象が伝わる洗練されたデザインとすること。
- (2) 特にスマートフォンによる閲覧者を意識したデザインとすること。
- (3) 現在のサイト名やロゴは刷新を行うこと。
- (4) 印刷した場合に、できるだけ文字が切れる等の不具合がないようにすること。
- (5) 本プロポーザルに係るデザインは、受託者を決定するために必要な要素として提案させるものであり、実際の成果品のデザインは、プロポーザルにおいて提案されたデザインを基に、発注者・受託者双方打合せのうえ決定する点に留意すること。

7. システム要件

- (1) ホスティングサービスを現在の使用業者から変更する場合、現在使用しているメールアドレスを引き続き休止が発生せず使用できるように処置を講ずること。
- (2) リニューアル後のドメインは、現在と同じドメイン<http://www.karatsu-kankou.jp/>を使用すること。
- (3) ドメインの管理は現ホームページ受託事業者が管理・運営を行っている。リニューアル後には、新規受託事業者が引き継ぎ管理・運営、そしてそれに掛かる利用料も負担すること。
- (4) パソコン、スマートフォン、タブレット等、使用するデバイスに関わらず、それぞれ最適で使いやすい表示がなされるレスポンシブウェブデザインで設計とすること。
- (5) Windows、Mac OS、iPhone、Android端末に搭載されている汎用ソフトウェアの最新版にて閲覧が可能であること。Edge、Chrome、firefox、android、i-OSの最新バージョンで閲覧が可能であること。
- (6) 各通信は、SSL等による暗号化を行うこと。なお、SSL証明書の取得、更新手続き費用は各々見積りに含め、受託事業者が責任を持って行うこと。
- (7) 基本言語は日本語とし、英語、韓国語、簡体字、繁体字に自動翻訳できること。なお、固有名詞等の辞書機能等が使えるより精度が高い自動翻訳ができること。
- (8) 維持費等が発生しない方式で閲覧者が唐津市と玄海町内の宿泊施設の予約が行えるシステムを組み込むこと。
- (9) ステージング環境を用意すること。
- (10) アクセス解析としてGoogleAnalyticsを現ページより引き継ぎ導入すること。
※毎月と年度毎の報告書用にLooker Studioでテンプレートを作成すること。
- (11) ホームページの更新業務やお問い合わせの対応、情報収集等のホームページに係る業務時間を短縮するための独自の提案を行うこと。

8. サイト構造設計

現ホームページの構成を踏まえつつ、より効果的に閲覧者に訴求できるよう、サイト構成を検討し、新たな構成を提案すること。

- (1) 観光客向けページと観光関係者向けページを分離し、それぞれに必要な情報だけを提供することで、閲覧者が求めている情報にたどり着きやすくすること。
- (2) グローバルメニューやスポット検索機能は、現在のものに囚われずよりわかりやすく、必要な情報に容易にたどり着くことができるように再構成すること。
- (3) 廃止するコンテンツ

ア 会員ページ

<https://www.karatsu-kankou.jp/fullmember/login/>

イ マイ旅行プラン

<https://www.karatsu-kankou.jp/myplan/>

9. アクセシビリティ

JIS X 8341-3:2016 適合レベルAに準拠すること。

10. CMS（ホームページ運用管理システム）

現ホームページに引き続き、ホームページの維持管理を行うためのCMSを導入する。なお、CMSを利用する職員数（アカウント数）やページ数、テンプレート数の増加によりライセンス料金が発生しないこと。

- (1) リニューアル後の承認フローは以下を想定すること。
 - ア コンテンツ作成者は、コンテンツを作成
 - イ コンテンツ作成者は、ホームページ管理者に対して承認を依頼
 - ウ ホームページ管理者は、内容に問題があれば差し戻す
 - エ コンテンツ作成者は、承認依頼中のコンテンツに問題がある場合は引き戻す
 - オ ホームページ管理者は、コンテンツを確認した上で内容に問題がなければ承認
 - カ システムは、設定された公開日時にコンテンツを自動的に公開
- (2) 記事ページだけではなく、静的ページのテキストの変更など簡易な修正も当協会職員でも可能にすること。
- (3) 現在のサイトで検索を行う場合、新着情報なら新着情報、イベントならイベント、観光スポットなら観光スポットとそれぞれが個別な情報として存在している。それぞれの情報を関連させるために、区分が違う情報でも関連する情報は、追加情報として表示させることができること。
- (4) 機能要件については、CMS機能要件一覧（様式6）を参照すること。

11. SEO対策

唐津観光に関連したキーワード検索の際に上位に表示されるよう、以下の対策をはじめ、検索エンジンの最適化を施すこと。

- (1) title、meta description及び内部リンクテキストのキーワード選定並びに内容の最適化を図ること。
- (2) 文字情報は装飾として使用するケースを除き、なるべく画像化せずに使用する。デザインの都合上で画像テキストを使用する場合は、altタグ等でテキスト情報を補うこと。
- (3) Google Search Consoleを用いて検索インデックス状況に問題がないかを確認できるようにすること。
- (4) Google検索セントラルで推奨されているガイドラインに沿って作成すること。
- (5) モバイルフレンドリー対応に配慮したページを作成すること。

12. コンテンツ移行

- (1) 当協会と協議の上、移行方針やスケジュールを決定すること。その際、ページの追加・修正・削除、分割・統合、移行先のカテゴリなど、移行に伴う修正作業や注意点等を示し、職員の負担を抑えた段階的なスケジュールを提出すること。
- (2) 移行後のデータを各所属の担当職員が確認できる期間や、移行期間中に行われたコンテンツ更新などの差管理も勘案してスケジュールを組むこと。
- (3) モデルコースや特集ページ等は、当協会と協議の上、再構成すること。

13. 導入支援

- (1) 当協会職員による操作・運用等に必要なマニュアルを作成すること。
- (2) コンテンツ作成者及び管理者を対象にCMSの操作方法や必要な知識・技術の習得などについての研修を実施すること。実施時期は当協会と相談の上、決定する。

14. 運用・保守

(1) システム運用

- ア 運用マニュアルに基づいた運用を実施し、システムの安定稼働に努めること。
- イ システムに障害が発生した場合のために必要なバックアップを行うこと。バックアップの範囲、バックアップ方式、バックアップデータの保管場所について提案書に明示すること。
- ウ システムに障害が発生した場合、迅速に障害を検知するためにシステム監視を行うこと。監視対象、通知方法について提案書に明示すること。

(2) システム保守

原則、24時間365日のサービスとする。保守作業等でシステムを停止する必要がある場合は、7日以上前に当協会と受託事業者が協議の上、日程を決めることとする。

- ア 障害に対して、予防、発生時の迅速な処理手順、再発防止を想定し、安定的な稼働管理を行うこと。万が一障害が発生した場合は、当協会に迅速に連絡するとともに、直ちに状況の把握を行い、障害箇所の特定、影響範囲の調査、即時対応、現状復帰し、報告すること。

なお、障害対応のフロー、当協会の業務時間外の対応、緊急連絡体制について提案書に明示すること。

- イ サーバソフトウェアの脆弱性情報を継続的に入手し、脆弱性への対応を行い情報漏えいやデータ改ざん、ウィルス感染等の不正アクセスに対して対策を取ること。脆弱性情報の入手方法や脆弱性への対応、不正アクセスが行われた際のフローについて提案書に明示すること。
- ウ システムの機能追加、機能改善、不具合修正を継続的に行い、バージョンアップ対応を行うこと。バージョンアップの対象範囲、有償無償、管理方法などの対応方針について提案書に明示し、有償の場合は運用保守費用に含めること。
- エ 通常の10倍程度のアクセス数になる唐津くんち期間もサーバがダウンしないよう努めること。対策方法について提案書に明示すること。

(3) 運用支援

- ア 当協会職員による記事の更新・修正等の軽易な運用について支援を行うこと。
- イ 当協会職員では対応が難しい更新・修正を行うこと。
- ウ 当協会職員からの運用上の問い合わせに回答すること。問い合わせ時間帯や問い合わせ方法など、実施可能な方法について提案書に明示すること。
- エ リニューアル後のアクセス数の目標値を現ホームページと比較して120%以上と設定しているため積極的にアクセス数増加策の提案を行うこと。
- オ その他、運用保守費用の範囲内で対応可能な支援を提案書に明示すること。

15. プロジェクト管理

- (1) 受託事業者は契約締結後、本業務における作業項目と役割分担、スケジュール、導入体制、プロジェクト管理方法などを記した「プロジェクト計画書」を作成し、提出すること。
- (2) 進捗報告や打ち合わせ等を当協会と調整し必要に応じて行うこと。その際リニューアルに伴う助言・情報提供なども行うこと。
- (3) 要件や機能に関する打ち合わせ等を行った場合は、決定内容などを文書として残し、後日、当協会へ提供すること。

16. その他業務

- (1) 当協会が提供する写真以外が必要になった場合、撮影を行うこと。
※2日程度の撮影を予定
- (2) 自動翻訳ができない箇所の翻訳はネイティブによる翻訳を行うこと。
※日本語3,000文字程度までを、英語、韓国語、繁体字、簡体字に翻訳。

17. 成果品

令和9年6月15日までに、次に掲げる成果物を、指定する形式・様式で納品すること。

成果品名	形式・様式	部数
(1) サイト設計書、サイトマップ	電子データ（PDF形式）及び印刷物	各1部
(2) コンテンツ移行報告書	電子データ（PDF形式）及び印刷物	各1部
(3) 管理者向けマニュアル	電子データ（PDF形式）及び印刷物	各1部
(4) デザインに使用した画像データ一式（当該データを利用して、当協会が新たな画像を作成することを承諾すること）	電子データ（PDF形式）及び画像一覧をサムネイル形式で印刷したもの	各1部
(5) ホームページ一式	データを指定したサーバ内に納入	一式

18. 検査

本業務は、成果品を作成・納品し、唐津観光協会の検査合格後、完了する。
また、受託者は、本業務の完了後においても、受託者の責任による業務上の瑕疵が発見された場合は、唐津観光協会の指示に従い、受託者の負担において速やかに修正を行わなければならない。

19. その他

(1) 瑕疵担保責任

検査に合格したときから1年以内に成果物に瑕疵が発見されたときは、受託事業者の費用により修復等の措置を講ずること。

(2) 賠償責任

業務の実施にあたって、当協会または第三者に損害を及ぼしたときは、当協会の責任に帰する場合は、受託事業者がその賠償の責任を負うものとする。

(3) 再委託

受託事業者で、業務の処理を他に委託し、または請け負わせる場合、再委託先との間で、再委託に係る業務を遂行させることについて、受託事業者が当協会に対して負う義務と同様の義務を再委託先も負うものとし、再委託先の行った作業の結果については、受託事業者が全責任を負うこと。

再委託先となったものがさらに第三者に委託（再々委託）することは禁止とする。

(4) 著作権

作成される成果物の著作権等の取り扱いは、以下に定めるところによる。

①本業務により作成された業務の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、当協会に帰属するものとする、ただし、成果物に受託事業者または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。

②業務の成果品等に、受託事業者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む）が含まれていた場合には、権利は受託事業者に留保されるが、当協会は、業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

③受託事業者は、当協会に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

(5) 秘密保持

受託事業者は、個人情報、秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、また不正な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。なお、再委託先についても同様の守秘義務を負うこととする。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- ①開示されたときに既に公知公用であったもの
- ②開示される前から既に受託事業者が適法に所有していたもの
- ③開示された後に双方の責によらないで公知公用となったもの
- ④正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず入手したもの

(6) 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は唐津観光協会と協議を行うこと。